

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	18 件

千葉国民年金 事案 3500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで
③ 平成3年1月

私が20歳になった頃、祖母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を町内の納税組合で納付していた。また、昭和54年度の保険料は夫が納付してくれていたのに、その期間が免除期間とされている。平成3年1月の保険料も納付しており、申立期間の保険料は全て納付していたはずなので、納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳は昭和43年6月26日発行と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、同日に行われたと推認されるところ、この時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間①は加入手続当初の6か月と短期間であり、申立期間①以降、昭和51年2月に婚姻するまで保険料を納付している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の祖母は、申立期間①を含めて保険料を全て納付していることを勘案すると、申立期間①の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間②については、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿の昭和54年度納付記録欄には、「申請あり」及び「90条」の押印があり、申立期間②に係る昭和54年4月から55年3月までの期間が申請免除と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録とも一致している。

また、申立人は申立期間②の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間②の保険料を納付していたとする申立人の夫は既に亡くなっているため申立期間②の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間③については、オンライン記録において、申立期間③直前の平成2年4月から同年12月までの保険料が3年2月21日に、申立期間③直後の同年2月及び同年3月の保険料が5年3月18日に、3年4月から4年3月までの保険料が同年2月19日に納付されていることから、申立期間③は、当初、3年1月から同年3月までの未納期間であり、同年2月及び同年3月の保険料を過年度納付した5年3月18日の時点で、時効のため納付できなかった残余の期間と推認される。

加えて、申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえず、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から51年3月まで

私は、昭和49年頃に特例納付制度があることを知り、長女を出産したときに受け取った出産一時金で、妻が申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月24日に社会保険事務所（当時）からA町（現在は、B市）に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年12月下旬頃に行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち、同年4月から51年3月までの国民年金保険料は現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立人の手帳記号番号と連番で払い出されており、申立人と同日に加入手続が行われたことが推認されることから、申立人の妻は、昭和50年5月から51年3月までの保険料は納付済みであることから、加入手続を行った時点で現年度納付することが可能であった50年4月から51年3月までの保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立人は、昭和49年頃にA町で国民年金の加入手続を行い、特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の加入手続は50年12月下旬であり、申立人の主張とは相違している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い

出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は、加入手続を行った時期、特例納付に係る納付方法、納付金額等について明確に記憶していないため、申立期間に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間のうち昭和47年6月から50年3月までは、保険料を特例納付制度による納付又は過年度納付していた形跡はうかがえない上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から 60 年 12 月まで
② 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月
③ 昭和 63 年 2 月

私は、昭和 58 年当時学生であったが、A 市役所から学生でも国民年金保険料を納付するよう連絡があり、母が申立期間①及び②の保険料を納付してくれていたことを覚えている。また、63 年から口座振替により保険料を納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、1 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付期限内に現年度納付していることから、申立期間③の保険料は納付していたものとするのが自然である。

2 申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同市の保管する申立人の国民年金被保険者記録によれば、申立人の国民年金の加入手続は同年 4 月 2 日に行われており、その際、58 年 1 月 14 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されるところ、加入手続を行った時点では、申立期間①のうち、同年 12 月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、B 市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立

期間①及び②に係る昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料は未納と記録されており、保険料の過年度納付が行われた形跡はうかがえない。

さらに、申立期間①及び②は、当初連続した 39 か月の未納期間であったところ、昭和 62 年 11 月の保険料を 63 年 4 月 11 日に重複納付したため、その保険料を同年 7 月 1 日に 61 年 1 月の保険料として充当処理したことにより生じたものである。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①及び②の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3503

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

私が20歳になったとき、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は30歳頃まで一緒に納付してくれていた。その後は自分で未納が無いよう納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は納付済みである上、申立期間を除き、60歳で資格喪失するまで国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間当時、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の両親は、申立期間の保険料は納付済みである上、国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、納付意識の高さが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3504

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月及び同年5月

私は、20歳の頃は学生であったため、親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたが、平成7年3月に卒業して社会人になってからは自分で欠かさず保険料を納付してきた。当時居住していたA郡B町（現在は、C市）に送られて来た納付書で、8年4月及び同年5月の保険料を納付期限内に納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は平成8年4月にD県E市の勤務先を退職後、すぐにB町役場で住民票の転入手続及び国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、戸籍の附票から申立人の主張どおり同年4月3日にB町に転入したことが確認できる上、申立人の述べる国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3505

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年12月まで
私の国民年金保険料は、母がA銀行B支店（当時）又はC銀行D支店（当時）で家族の分をまとめて納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年手帳記号番号は昭和59年6月15日に社会保険事務所（当時）からE区に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は60年11月に行われたと推認される所、この時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付をすることが可能な期間である。

また、申立期間は加入手続当初の9か月と短期間であり、過年度納付が可能であった申立期間直前の昭和58年10月から60年3月までの保険料が納付済みである上、申立期間以降は全て保険料を納付しており、一緒に保険料を納付したとする申立人の父、母及び兄も納付済みであることを勘案すると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3506

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで
私の国民年金保険料は、母が A 銀行 B 支店（当時）又は C 銀行 D 支店（当時）で家族の分をまとめて納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き申立期間の前後の期間において、国民年金保険料を長期間納付済みである上、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人の母が保険料と一緒に納付したとする申立人の弟も納付済みとされていることを勘案すると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年6月1日、資格喪失日が51年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和43年4月にA社に入社し、平成16年8月に退職するまで継続して勤務した。申立期間当時、所属がB事業所から本社へ移ったときの厚生年金保険の被保険者記録が欠落となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所における被保険者記録は、オンライン記録において、資格取得日が昭和43年6月1日、資格喪失日が51年6月1日と記録とされているが、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない被保険者期間と記録されている。

しかし、A社から提出された従業員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年6月1日に同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和51年4月の社会保険事務所（当時）の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の関係資料が保管されていないため不明としているが、事業主が当初の届出において、申立人に係る資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月2日から8年2月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年2月21日から同年3月6日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月6日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月2日から8年2月21日まで
② 平成8年2月21日から同年3月21日まで

私は、平成7年10月2日から8年3月20日までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①の標準報酬月額が、給与（22万円）から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。また、同社を退社したのは同年3月20日であることから厚生年金保険被保険者の資格喪失日についても訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、平成8年2月21日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、同年11月1日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、7年10月から8年1月までの期間について22万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる上、申立人と同日で厚生年金保険被

保険者の資格を喪失している者が複数名おり、同様に標準報酬月額が遡及して訂正処理されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、申立人は役員でなかったこと、及び雇用保険被保険者照会により雇用保険に加入していることが確認でき、複数の元従業員が、当時の社会保険関係の事務は、年配の男性が経理を担当しており、申立人はB（職名）であり社会保険関係の事務に関与していないと供述している。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、A社は、平成8年2月21日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、当時、当該事業所は法人格を有していること、及び雇用保険加入記録により申立人の離職日が同年3月20日となっていることから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた平成8年3月6日に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、遡及訂正前のA社における社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 3456 (事案 1729 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日は昭和35年4月1日と認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から同年4月15日まで
② 昭和36年3月16日から同年4月1日まで

私は、A社C支店に昭和35年4月1日に入社し、36年3月31日に退職後、翌月1日から転職先で勤務を開始した。厚生年金保険被保険者の資格取得日が35年4月15日、資格喪失日が36年3月16日となっていることは納得できない。被保険者資格取得日を35年4月1日、資格喪失日を退職日の翌日である36年4月1日に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立人の申立てについては、同じ時期に勤務していた複数の元同僚からは、申立人の退職日について供述を得ることはできない上、B社は、「退職願受付簿及び従業員名簿ともに申立人の退職日は昭和36年3月15日であり、申立期間における給与から厚生年金保険料の控除については資料が無いことから不明。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月7日付けで、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和36年3月16日とする一部記録の訂正の通知が行われている。

申立人は、今回、新たな証拠として、A社発行の給与内訳書4か月分を提出し、新たな証言者として7名(同時期勤務の同僚4名及び別支店の先輩3名)の氏名を挙げ、入社日は昭和35年4月1日であるとして、同年4月1日から同年4月15日までを新たな申立期間として加えた再申立てを行っている。

2 新たな申立期間①については、B社から提出された在籍証明書により、申立人の入社日は、昭和 35 年 4 月 1 日であることが確認できることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日を同年 4 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立人の入社日が属する昭和 35 年 4 月は、厚生年金保険法第 19 条に基づき、既に被保険者期間となっていることから、申立期間①の記録を訂正したとしても年金額には反映されない。

3 申立期間②については、申立人は、「昭和 36 年 3 月 31 日に最後の仕事として、D（作業）を行った。」と供述しているが、一緒にD（作業）を行った元同僚の氏名を覚えていないことから、申立人が申立期間と一緒に勤務したとする 21 名（総計 34 名のうち、死亡者 10 名、不明者 3 名を除く。）及び別支店の先輩 3 名のうち連絡が取れた 1 名の計 22 名の元同僚を調査したが、申立人の退職日を覚えている者はいない上、申立人が、「36 年 3 月末をもって退職する。」旨の話をしたとする当時のE市役員は既に死亡していることから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、申立人が、新たな証拠として提出した 4 か月分の給与明細書は、申立期間②より前の月の分である上、申立人は、「最後の給与は、昭和 36 年 3 月 25 日に受領し、退職後にその他の金額を受領した記憶は無い。」と供述しているところ、B社は、「厚生年金保険料の控除は翌月控除であり、36 年 3 月 25 日支給の同年 3 月分の給与からは同年 2 月分の保険料を控除し、同年 3 月 31 日退職者については、同年 4 月 25 日に支給する時間外手当等の給与から控除する。」と回答している。

さらに、上記 34 名の元同僚のうち、勤務期間の判明している 23 名の被保険者資格喪失日は、月途中が 21 名、月初の 1 日が 2 名である上、申立人と同じ昭和 36 年 3 月に資格を喪失している 3 名のうち、2 名は定年退職者、1 名は申立人と同じ月途中者であり、月初の資格喪失者 2 名のうち供述が得られた 1 名は、「厚生年金保険料の控除についての詳細は覚えていない。」と供述していることから、退職時における保険料控除の取扱いについて確認できない。

なお、申立人が昭和 36 年 3 月 18 日からの 1 泊 2 日の社員旅行に参加していると主張していることについて、B社は、「旅行費積立状況、退職した月によっては、社員旅行に参加することはあり得る。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格喪失日は昭和25年10月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年8月1日から25年10月28日まで

私は、A社B事業所に昭和21年に就職し、D事業所という現場に配属された。昭和25年10月23日以後に解雇されたが、日本年金機構から送付された被保険者記録照会回答票の資格喪失日が、24年8月1日になっていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所から提出された労働者年金保険被保険者資格喪失届（取得届の内容が記載され、備考欄に解職年月日が記載されている。）により、申立人と生年月日及び読み方が同じで氏名の漢字の表記が異なる「E」の被保険者記録が確認でき、当該者の資格取得日は昭和21年11月9日、「解職 25.10.28」と記載されるとともに、労働者年金保険被保険者資格喪失届により、当該者の資格喪失日は25年10月28日であることが確認できる。

また、当該事業所は、上記記録について、「申立人と同一人物であると思われ、資格取得日を昭和21年11月9日、資格喪失日を25年10月28日とする取得及び喪失の届出を行った。」と回答している。

さらに、「E」に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録では、資格取得日が昭和21年11月9日、資格喪失日が年の判読は難しいが8月1日となっているところ、当該事業所に係る被保険者名簿は3冊あり、申立人の記録は、一番目及び二番目に古い名簿では資格取得日が21年11月9日であることが確認できるが喪失日の記載は無く、三番目の名簿では資格取得日が20年10月26日、資格喪失日が26年8月1日と思われる記載が「標準報酬月額の変遷」欄にあるのに対して、オンライン記録は、資格

取得日が 21 年 11 月 9 日、資格喪失日が 24 年 8 月 1 日となっており、申立人の年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 11 月 9 日に被保険者資格を取得し、25 年 10 月 28 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の氏名の漢字の表記が異なる記録から、7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月13日は22万円、18年12月5日は23万5,000円、19年7月6日は25万円及び同年12月5日は31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月13日
② 平成18年12月5日
③ 平成19年7月6日
④ 平成19年12月5日

私は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与記録が欠落しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、平成16年12月13日は22万円、18年12月5日は23万5,000円、19年7月6日は25万円及び同年12月5日は31万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和36年4月1日、資格喪失日は38年9月11日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和36年4月から同年9月までは1万円、同年10月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から38年8月までは1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月頃から38年9月11日まで

私は、申立期間当時のA事業所の現場責任者の誘いで入社し、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和36年4月1日から38年9月11日までの期間については、申立人が申立期間後に勤務したB市役所において、同市役所が保管する申立人の「人事台帳」には、33年2月から38年10月まで「A事業所」と記載されていることから、当該期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票によると、申立人と同一生年月日で氏名が「C（姓）D（名）」と記載され、被保険者資格の取得日が昭和36年4月1日、資格の喪失日が38年9月11日の被保険者記録が確認できるが、この記録は、オンライン記録においては基礎年金番号に統合されていない。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「A事業所に勤務していたC姓の従業員は申立人だけであり、仕事内容は同じだったので厚生年金保険の記録が無いことはおかしい。」と証言している上、ほかの複数

の元同僚も、「A事業所でC姓の従業員は1名だけだった。」と証言している。

加えて、上記元同僚が、申立人と同時期に入社したと証言している2名は昭和36年4月1日に資格取得していることから、当該被保険者名簿の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA事業所において昭和36年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年9月11日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和36年4月から同年9月までは1万円、同年10月から37年9月までは1万2,000円、同年10月から38年8月までは1万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和31年9月頃から36年4月1日までの期間については、上記人事台帳から、申立人が33年2月から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和36年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は申立人を含め13名おり、その中には上記元同僚が申立人と同じ時期に入社したと証言している2名が含まれている上、当該事業所が同日以前に被保険者資格の取得届の提出を行ったのは、31年7月1日を資格取得日とする被保険者のみであることが確認できることから、A事業所は当時、一定期間内に採用した者をまとめて加入させていたものと推認される。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和38年9月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間のうち、31年9月1日から36年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の届出について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和31年9月1日から36年4月1日の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年4月16日から同年10月1日までの標準報酬月額、事業主が当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年8月1日までに、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月16日から12年8月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に平成11年4月16日に入社以来、給与は20万円以上あり、年金記録の標準報酬月額と相違している。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年4月16日から同年10月1日までのについては、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初18万円と記録されていたところ、同年9月6日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日である同年4月16日に遡って11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の記録訂正日と同日、又は平成11年9月3日付けで、当該訂正日以前に資格喪失している者も含め、10年8月1日から11年7月までの随時改定、定時決定及び資格取得時の標準報酬月額の記録が減額訂正されている者が100人以上確認できる

が、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人と同時期に記録訂正が行われている元同僚が所持する給与明細書では、遡及訂正前の標準報酬月額に対応する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人の申立期間における給与振込額からも申立人の標準報酬月額の遡及訂正が事実在即した訂正である事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、18万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成11年10月1日から12年8月1日までについては、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（11年10月1日処理）で11万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立人は当該期間に係る標準報酬月額の相違についても申し立てており、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成11年10月から12年7月までは18万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で判断できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、2か月間、同社C本社で研修した後、同社D出張所に異動した。会社は変わっていないのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間ではなく、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、健康保険組合及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元同僚が、「昭和45年4月に一緒に採用され、2か月間の新人研修後に、それぞれの勤務先に転勤した。」と具体的に供述していることから、45年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを

同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 1 日から 16 年 6 月 16 日まで

私が平成 15 年 11 月 1 日から 16 年 6 月 16 日までA社（現在は、B社）で加入していた厚生年金保険の被保険者記録において、標準報酬月額は 34 万円となっているが、私が保有している 15 年 12 月から 16 年 5 月までの給料明細書には、標準報酬月額 41 万円に対応する保険料 2 万 7,839 円が控除された旨記載されているので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の申立期間に係る給料明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額の届出を行っていないことを認めていることから、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和51年3月22日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月31日から51年4月2日まで
② 昭和51年4月2日から同年5月1日まで

私は、ねんきん定期便で昭和50年8月から51年4月までの期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないことを知った。空白になっている期間は、A社に勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていた。また、A社は、同年4月に倒産したが、同社の役員が設立したB社に、A社の社員はそのまま雇用されたので私も同社に引き続き勤務した。厚生年金保険の被保険者期間に空白があることに納得がいかないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和50年8月31日から51年3月22日までの期間については、オンライン記録によると、申立人は50年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、雇用保険の加入記録により、申立人が51年3月21日までA社に継続して勤務していたことが認められるところ、オンライン記録によると、同社は同年4月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同日以降の同年5月13日に、申立人を含む複数の者について、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年3月21日から50年8月31日に遡って訂正されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 50 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である 51 年 3 月 22 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者名簿の遡及訂正前の記録から、昭和 50 年 8 月から 51 年 2 月までは 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 51 年 3 月 22 日から同年 4 月 2 日までの期間については、申立人は、上記雇用保険の加入記録から同年 3 月 21 日に A 社を離職していることが確認できる上、当該期間において社会保険事務所（当時）の記録に遡及訂正等の不合理な処理は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②において B 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所は、昭和 51 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所は、「資料が無いため、不明。」と回答しており、申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について、確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成7年3月から8年9月までは44万円、同年10月から9年3月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から9年4月1日まで

私の申立期間の報酬月額は、それ以前から継続して44万円以上であったのに、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額の記録が9万2,000円とされていることに納得できない。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社は、平成9年4月1日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その6日後の同年4月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、7年3月から8年9月までの期間については44万円から、同年10月から9年3月までの期間については47万円から、それぞれ9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、このような処理を行うべき合理的理由は認められない。

また、当該事業所の履歴事項全部証明書によると、申立人は、昭和59年8月1日からA社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、当該事業所において雇用保険の加入記録（56年2月4日から平成14年5月31日まで）が確認できる上、当時の事業主は、「申立人は会社設立時からのメンバーなので役員になってもらったが、仕事内容は現場が主であった。」、「当時、半年分くらいの厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所で遡及訂正の提案があったと思う。それに応じたのは自分の判断であり誰にも相談はしていない。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

さらに、申立人から提出された申立期間の一部の給与明細書では、遡及訂正前の標準報酬月額に対応する保険料が事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年3月から8年9月までは44万円、同年10月から9年3月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月に A 社 B 工場に入社し、51 年 2 月に同社 C 支店に転勤、54 年 4 月に同社 B 工場に戻り勤務しているが、同年 4 月から同年 9 月までの期間における厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が、職種の変更が無いにもかかわらず 13 万 4,000 円となっており、厚生年金保険料の控除額 (6,461 円) に見合う額 (14 万 2,000 円) になっていないので、調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立期間における「給与・賞与明細書」により、申立期間において申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張するとおりオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間における「給

与・賞与明細書」により、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、「給与・賞与明細書」で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額について、申立期間のうち、昭和35年4月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月から37年12月まで
② 昭和40年12月から42年7月まで
③ 昭和46年11月から53年3月まで
④ 昭和53年4月から56年2月まで

私がA社に勤務した期間、同社在籍中にB社及びC社（現在は、D社）へ出向した期間、その後C社に勤務した期間の標準報酬月額は、私の受け取っていた給料と比べると低いので、調査して年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、A社は、「申立期間①に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保存されていない。」と回答している。

しかし、申立人は、申立期間①、②、③及び④の、一部期間を除き給与明細書の内容を転記したとする給与明細表（以下「給与明細表」という。）を提出しており、当該給与明細表には給与支給額及び控除額などの内訳に至るまで詳細に記載されている上、給与明細表に記載された保

保険料控除額から逆算した標準報酬月額はその事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人の標準報酬月額とおおむね一致することから、申立人が作成した給与明細表は当時の給与明細書を元に作成されたことが推認できる。

また、当該事業所は「保険料の控除については翌月控除である。」と回答している。

以上のことを踏まえ、当該給与明細表を確認すると、申立期間①のうち昭和 35 年 4 月については、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（1 万 2,000 円）を超える報酬月額（1 万 3,840 円）の支払を受け、当該報酬月額に見合う保険料（210 円）を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細表の記載から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が当該給与明細表で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 35 年 2 月から同年 3 月までの期間及び同年 5 月から 37 年 11 月までの期間については、給与明細表において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和 37 年 12 月については、給与明細表には保険料の控除額が記載されておらず、控除額について確認することができない上、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「昭和 40 年 12 月から 42 年 7 月までの期間は、E 市での F（作業）のため、A 社から B 社へ出向し、その期間は A 社から滞在費として毎月 200 ドルを支給されていたが、その分の報酬が標準報酬月額に反映されていない。」と主張している。

しかし、A 社は、「申立人が B 社へ出向した記録及びその間の給与の支払等についての資料は、廃棄済みであり、滞在費の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人に係る報酬月額及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の引下げや遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人は、「昭和 46 年 11 月から 53 年 3 月までの期間は、A 社から C 社へ出向し、C 社からも給与を受け取っていた。」と主張している。

しかし、D 社は、「C 社の資料は、保存期限が経過したため保管しておらず、申立人の厚生年金保険の適用関係及び申立人に対する給与の支払については不明である。」と回答している上、出向元である A 社において出向時の契約等の書類は保存されておらず、出向期間における保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間③のうち昭和 50 年 12 月から 53 年 3 月までの期間は、申立人が作成した給与明細表により、保険料の控除は確認できるが、当該控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、昭和 46 年 11 月から 50 年 11 月までの期間については、給与明細表に保険料の控除について記載されておらず、申立人の当該期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立人は申立期間④における標準報酬月額の相違について申し立てて

いるところ、申立期間④のうち、昭和 53 年 4 月から同年 11 月までの期間については申立人が作成した給与明細表、申立期間④のうち同年 12 月から 55 年 1 月までの期間及び同年 3 月から同年 11 月までの期間については申立人から提出された給与支給明細書により、それぞれ保険料の控除が確認できるものの、当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、昭和 55 年 2 月及び同年 12 月から 56 年 2 月までの期間については、申立人は保険料控除額が確認できる給与支給明細書を所持していない上、給与明細表には保険料控除額の記載は無い。

また、D社に申立期間④当時の給与に関する資料は保存されていないため、申立人の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち昭和 35 年 2 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月から 37 年 12 月までの期間、40 年 12 月から 42 年 7 月までの期間、46 年 11 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 56 年 2 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和52年12月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和52年12月から53年8月までの標準報酬月額については12万6,000円、同年9月から同年11月までについては28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月19日から53年12月19日まで
私は、それまで勤務していたA社を昭和52年12月19日に元同僚6人と共に退社し、同日、B社に入社した。同期入社4人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年12月19日となっているのに、自分だけ53年12月19日に資格取得とされ1年間の空白が発生していることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、在籍期間証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がB社に申立期間に継続して勤務していたことが認められる。

また、C厚生年金基金及びD健康保険組合の加入記録において、申立人のB社の資格取得日は昭和52年12月19日であることが確認できる上、事業主は、「申立期間当時は、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合の被保険者資格の取得及び喪失の届出様式は、複写式であった。」と回答しており、厚生年金基金及び健康保険組合に提出した届出書と同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

さらに、オンライン記録において、A社を退職しB社に入社した元同僚6人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和52年12月19日である

ことが確認でき、うち5人は「申立人は自分と同じ52年12月19日に入社した。」と証言している。

加えて、申立人の所持する年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録(1)」のページにB社の社名と所在地のスタンプが押されており、被保険者となった日が昭和52年12月19日と記載されていることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には53年9月1日の随時改定(28万円)の記載があり、二重線で抹消されているが、同年12月19日を資格取得日とした場合、同年9月の随時改定が記録されることは考え難く、記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和52年12月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金の記録及び申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和52年12月から53年8月までの期間については12万6,000円、同年9月から同年11月までの期間については28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年12月までの期間、57年1月から61年11月までの期間及び62年7月から平成元年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年1月から同年12月まで
② 昭和57年1月から61年11月まで
③ 昭和62年7月から平成元年9月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期は覚えていないが、自分でA市役所（現在は、B市役所）に行き、加入手続を行った覚えがあり、国民年金保険料は元夫が納付していた。保険料を納付することができなかつたときもあったが、2、3年後にまとめて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年3月23日に社会保険事務所（当時）からA市（現在は、B市）に払い出されており、前後の番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われ、この際、国内居住の外国人に国民年金が適用されるようになった昭和57年1月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立期間①については国民年金に未加入の期間であり、申立期間②及び③については、加入手続を行った平成5年6月の時点では時効により、いずれの期間も保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の元夫とは、連絡が取れず当時の状況を確認することができないため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は複数回かつ長期間にわたっている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの期間及び平成2年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年3月まで
② 平成2年8月から同年9月まで

私は、20歳当時、A県B市役所（現在は、C市役所）の近くに住んでおり、国民年金保険料を同市役所で3か月ごとに納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月以降に社会保険事務所（当時）からB市（現在は、C市）へ払い出されており、前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年4月末に行われ、その際、57年4月7日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認される所、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①に係る同年4月から59年3月までの検認済記録欄は未納と記録されており、過年度保険料に係る納付書が交付された形跡はうかがえない。

また、上記被保険者名簿に、申立人は昭和61年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、国民年金の被保険者資格を喪失したことが記録されており、その後、国民年金の被保険者資格を再取得した記録が無いことから、申立期間②の国民年金保険料が同手帳記号番号で納付されたことは考え難い。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号と別の手帳記号番号が払い出されていたところ、その手帳記号番号は平成4年7月3日に社会保険事務所から、D区へ払い出された1,000冊のうちの一つであり、申立人及び前後の

第3号被保険者の該当処理日から、申立人の同手帳記号番号による国民年金の加入手続は、同年12月頃に行われたと推認されるが、この時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる上記の二つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3509

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年6月まで

私は、昭和45年頃A市Bに住んでいたときに、友人と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は自宅へ来ていた集金人に納付していた。その後、50年にA市Cに転居した際、年金手帳を紛失したので新しく作成してもらったところ、国民年金の加入が同年となっていることに気が付いていたのだが、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年5月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続きは同年7月上旬に行われたものと推認され、申立人の45年頃に加入手続き及び保険料納付を行ったとする主張とは相違する上、申立人の所持する年金手帳には50年7月2日に任意で国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は63か月と長期間である上、申立人は、年金手帳交付の時期、申立期間の保険料の納付金額及び納付方法について具体的に記憶していないため、申立期間の加入手続き状況及び保険料の納付状況が不明

である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3510

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年3月までの期間及び平成7年2月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から58年3月まで
② 平成7年2月から同年11月まで

申立期間①については、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

また、申立期間②については、A市役所B出張所（当時）で国民年金の加入手続を行い、妻と一緒に保険料を納付しており、その妻は納付済みであるのに、私の記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C町（現在は、D市）の保管する申立人の国民年金被保険者名簿に受付日が昭和58年12月22日と記載されていることから、同日に申立人の国民年金の加入手続が行われ、その際、57年9月22日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、この時点では、申立期間①の国民年金保険料は、同市において現年度納付することができない期間である。

また、上記被保険者名簿の検認記録によれば、申立期間①は未納と記録されている上、昭和57年9月、同年10月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間について、それぞれ時効直前に過年度納付書が複数回送付されたことが記録されているが、申立期間①の保険料を過年度納付したことをうかがわせる記載は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の父は、既に亡くなっているため申立期間①に係る保険料の納付状況は不明である。

2 申立期間②については、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料をA市役所B出張所で納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の国民年金の被保険者資格欄には、昭和57年9月22日にC町で国民年金の被保険者資格を取得し、平成元年8月10日にA市で被保険者資格を喪失したことが記載され、申立期間②に係る被保険者資格の取得及び喪失記録は、申立人がD市に転入した11年7月以降に一括で記載されたものと推認できる。

また、オンライン記録によれば、申立期間②に係る被保険者資格記録が平成12年11月13日に追加処理されていることから、申立期間②は同日まで国民年金に未加入の期間として取り扱われており、制度上、保険料を納付することができない期間である上、この追加処理が行われた時点では、申立期間②の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間②の保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、オンライン記録では、申立期間②に係る第3号被保険者の非該当及び該当処理が平成8年1月23日に行われ、この処理により第1号被保険者となった期間のうち、7年2月及び同年7月から同年11月までの保険料を過年度納付したことが記録されていることから、申立人の主張する国民年金の加入手続時期及び保険料の納付時期とは相違する。

3 このほか、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年7月まで

私は、昭和59年4月頃に親に勧められてA区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、B社及びA区役所でアルバイトをしており、B社に在籍していたときはC銀行（現在は、D銀行）で、A区役所に在籍していたときは、昼休みに区役所窓口でそれぞれ保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は平成元年3月下旬に行われ、この際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和59年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、加入手続が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をA区役所窓口で納付したこともあると主張しているところ、同区は、申立期間当時区役所窓口での保険料収受は行っておらず、金融機関での納付を教示していたと回答している上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3512

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から48年1月まで

私は、昭和48年1月にA区にあったB社を退職し、妻の実家であるC県D市に転居した。転入手続の際に、私か妻が、同市役所で国民健康保険加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の金額について明確な記憶は無いが、市役所で納付したはずなので、申立期間の納付記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月頃に会社を退職し、同年2月頃、転居した際にD市役所において転入手続と併せて国民健康保険加入手続及び国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から59年4月にE市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年8月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の主張と相違している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付場所に係る記憶が定かではなく、加入手続に関与したとするその妻に加入手続の状況について確認することができないため、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3468 (事案 1664 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年5月1日まで

私は、A市のB事業所を辞めて、同級生が働いていたC社D事業所に勤務したが、昭和25年4月1日から26年5月1日までの13か月間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できないので、再調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C社E支店から提出された厚年被保険者台帳において、申立人は、昭和26年5月1日に同社D事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とも一致する上、複数の元同僚は、それぞれが記憶する入社日より、おおむね1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社D事業所では、申立期間当時、入社後一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえることなどから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないとする当委員会の決定に基づき、平成22年3月17日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、元同僚3名の氏名を挙げて、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているところ、前回の調査において、当該元同僚3名のうち供述が得られた2名は、当時、C社では、1年間程度、臨時職員として厚生年金保険に未加入の期間があった旨を供述している。

また、申立人は、C社へ入社したきっかけについて、「同級生がC社D

事業所に勤務していたので、同級生に依頼して勤務するようになった。」と供述しているところ、当該同級生は供述を得られる状態にない上、当該同級生の同社D事業所における厚生年金保険の資格取得日は、申立期間中の昭和26年2月1日である。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3469（事案 2044 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 5 日から同年 6 月 20 日まで
② 昭和 30 年 5 月 1 日から 32 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 4 月 5 日に A（業種）を行う B 社に入社し、32 年 3 月からグループ会社の C 社に移った後、平成 15 年 2 月 21 日まで継続して勤務した。申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の元同僚の証言及び永年勤続従業員表彰者名簿により、申立人が B 社に勤務していたことは推認できるが、申立期間①については、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の証言により、同社は、従業員に対して勤務開始から一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがわれること、申立期間②については、同社の元同僚が「申立人を含めて 3 人で C 社に移ったが、いつ頃移ったか覚えていない。」と供述しているところ、申立人及び元同僚 3 人は、いずれも申立期間②の加入記録が欠落していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 30 日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな事情、資料等はないが、入社に際して見習期間があるとの説明はなく、同社に勤めていた姉の同級生の紹介で入社し、真面目に勤めていたことから、納得できないので、再調査してほしいと主張しているが、申立期間において厚生年金保険料の控除を推認できる新たな事情は見当たらず、そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成 9 年 4 月に A 社に入社し、10 年 11 月末に退職して、当時の上司が創立した B 社に転職した。この間、途切れることなく継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成 10 年 10 月 31 日に A 社を離職していることが確認でき、離職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録と符合する。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、平成 10 年 11 月 1 日に A 社で被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日に B 社で資格取得している者が申立人のほかに 4 名確認でき、このうち回答のあった 2 名は、「A 社を 10 年 10 月 31 日に解雇された。申立人と一緒に B 社に転職し、勤務場所は同じだった。」と供述している。

さらに、上記 2 名のうち 1 名は、「平成 10 年 11 月の厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と供述しているところ、当該元同僚から提出された平成 10 年分給与所得の源泉徴収票（A 社発行）により、同人は、同年 10 月 31 日に同社を退職し、社会保険料等の金額により試算される厚生年金保険料が同年 1 月から同年 10 月までの標準報酬月額に基づく保険料に相当することが確認できることから、同年 11 月 1 日に A 社で被保険者資格を喪失した者は、同年 11 月の保険料が控除されていないことが認められる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年2月1日まで

私は、A国から帰国後、平成8年10月からB社に勤務したが、同社での厚生年金保険の資格取得日が9年2月1日からになっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の振込記録及び元同僚の供述により、申立人は、申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記預金通帳における給与振込額からは、厚生年金保険料の控除額までは判明せず、申立人が申立期間において保険料を控除されていたと推認するには至らない。

また、申立人と同日である平成9年2月1日に当該事業所において厚生年金保険の資格を取得している元同僚二人は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した4か月から5か月前に入社している旨を供述していることから、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、複数の元同僚が社会保険の事務を担当していたと氏名を挙げた元同僚及び当該事業所に当時の状況について照会したが、いずれからも回答が得られず、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3472 (事案 1449 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
私は、国民徴用令に基づく徴用により、昭和 17 年 7 月に A 社 (又は B 社) に就労し、C (作業) を経て、同年 10 月 1 日から D (作業) に従事し、20 年 3 月 10 日まで勤務した。17 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの労働者年金保険の記録が無いので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「C (作業) をしていた。この仕事は目と頭を使う仕事であり、肉体を使う仕事ではなかった。」と供述しており、その業務内容から判断すると、労働者年金保険法の被保険者の対象ではなかったものと考えられることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 24 日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、記憶違いで入社後の C (作業) に従事した期間は短く、昭和 17 年 10 月からは、D (作業) を行っていたとして、申立内容を変更した上、一緒に仕事をしていた元同僚として新たに 5 名の氏名 (姓名 1 名、姓のみ 4 名) を挙げている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において、当該元同僚のうち、1 名 (姓のみの者) は、労働者年金保険の被保険者として確認できるものの、申立人が覚えている元同僚であるかどうかの個人特定ができない上、ほかの 4 名は、被保険者記録が確認できないことから、当該事業所では、申立期間当時、申立人と一緒に仕事をしていた者を労働者年金保険に加入させる取扱いをしていたとは考え難い上、これらの元同僚は、既に死亡又は所在不明であることから、申立人の申立期間

当時の雇用実態について確認できない。

また、申立人は、国民徴用令に基づく徴用により同社に就労した旨を主張しているが、E省F局G課は、「旧陸海軍人事関係資料には、申立人に関する記録は見当たらない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3473 (事案 2223 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 10 日から 37 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 5 月 10 日から A 社に勤務しており、63 年に退職するまで、継続して厚生年金保険に加入していたので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社から提出されたコンピュータ記録及び申立人が所持する永年勤続表彰状により、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務していたことは確認できるものの、同社では、申立人が資格取得した昭和 37 年 7 月 1 日に 85 人がまとめて資格取得しており、当時、当該事業所では、一定期間に採用した者をまとめて加入させていたことがうかがえる上、複数の元同僚に聴取しても、当時の勤務実態に係る具体的な証言を得ることはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 4 日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から、新たな事情、資料等の提出は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3474 (事案 1276 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年9月30日から20年9月1日まで
② 昭和21年1月13日から同年4月1日まで

私は、昭和19年9月30日から21年3月末日までA社に在籍しながら船員として乗船したが、申立期間の船員保険被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。特に、社会保険事務所(当時)は、私からの「船員保険の期間照会」に対して、当初、申立期間②の加入期間を認める回答をしておきながら、その後、取消したことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 複数の元同僚が、「申立人と一緒にB丸に乗船していたことは間違いないが、乗船した期間については記憶が無い。」と証言しており、申立期間における勤務実態を確認することができないこと、ii) A社は既に解散しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな事情及び資料等の提示が無いところ、申立人は、社会保険事務所が、当初、申立期間②の加入期間を認める回答をしておきながら、その後、取消したことに納得できないと強く主張しているが、C社会保険事務局(当時)は、「D社会保険事務所(当時)において、当初の回答書による加入期間に誤りがあったことから、平成21年8月7日付け回答書により、加入期間の訂正(申立期間②前の昭和20年9月1日から21年1月13日までの4か月間)を申立人宛てに通知した。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 11 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 21 日から 10 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①は、A 区の B 社に正社員として勤務し、管理職に従事したのに、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。申立期間②は、C 区の D 社に正社員として勤務し、部長まで勤めて退職したが、資格喪失日が平成 8 年 4 月 20 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 56 年 5 月 1 日に B 社に入社し、同年 10 月 31 日に離職していることが確認できることから、申立期間①のうち当該期間において当該事業所に勤務していることは確認できる。

しかし、オンライン記録により、B 社は、昭和 55 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、上記雇用保険の加入期間は、適用事業所でなくなった後の期間である。

また、B 社の当時の社会保険事務担当者は、「私の厚生年金保険の被保険者記録をみると、昭和 55 年 10 月 31 日に当該事業所で資格喪失となっているが、退職したのは同年 12 月である。当時、退職の 2、3 か月前に、事業主から厚生年金保険料を納付できないから厚生年金保険の加入をやめると言われ、未払賃金と保険料の代わりに小切手もらった。」と供述していることから、申立期間①当時、同社では、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、平成4年3月13日にD社に入社し、8年4月20日に離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「私は、平成4年から10年頃までD社に正社員として勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、保険料も控除されていなかった。申立人は、私より2年ほど前の8年頃に辞めた。」と供述しており、申立人の退職時期についての供述は、申立人の資格喪失時期に符合する。

さらに、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も、「10年以上前に会社を閉鎖し、当時の関係資料も無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 6 月 26 日まで
② 昭和 41 年 6 月 26 日から 46 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 5 月 26 日から 50 年 1 月 27 日まで

私は、昭和37年3月にA県B町（現在は、C町）の中学校を卒業し、同年4月からD市E区のF事業所に勤務しG（作業）に従事し、41年6月に辞めたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。また、同年6月26日に同市H区のI社に入社し、45年3月にJ区KのL工場に工場長として転勤し、58年9月に退職するまで継続して勤務したが、申立期間②及び③の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録により、申立期間①当時、D市に所在するF事業所という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記簿においても確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた当時の事業主は、姓のみのため個人を特定できない上、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないため、聞き取り調査を行うことができず、申立期間①当時の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、元事業主の妻は、「申立人の入社日は覚えていないが、昭和 45 年 3 月に I 社M営業所に転勤した。」と供述してい

ることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間②当時、I社に勤務していることは推認できる。

しかし、当該事業主の妻は、「申立人は、日給制の職人で、厚生年金保険の加入を希望しなかったため、厚生年金保険料を給与から控除しておらず、国民年金に加入するよう指導していた。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、申立人は、昭和45年頃に国民年金への加入手続を行い、42年2月に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間②のうち、45年10月から46年3月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「私は、申立人と同じ職人だった。当時、職人は、厚生年金保険に加入していない期間は国民年金に加入しており、この間は給与から厚生年金保険料を給与から控除されていない。会社から国民年金加入の話があり、私は厚生年金保険への加入を希望しなかったため、国民年金に加入した。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、申立期間②後の昭和46年3月1日に資格を取得していることが確認でき、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、元事業主の妻及び元上司の供述により、申立人は、申立期間③においてI社に勤務していることは推認できる。

しかし、当該事業主の妻は、上記申立期間②のとおり、申立人が厚生年金保険への加入を希望しなかったため、厚生年金保険料を控除していなかった旨を供述している上、当該元上司は、「申立人は、日給制の職人だった。厚生年金保険に加入していない期間は、国民年金への加入を指導した。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間③は国民年金に加入し、昭和48年4月から50年6月まで、国民年金保険料を納付している上、申立期間後の50年1月から同年6月までは厚生年金保険に加入していることが判明し、平成22年11月15日に還付決議が行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和47年5月26日に資格を喪失し、50年1月27日に別の整理番号で資格を再取得していることが確認でき、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から27年6月1日まで

私は、昭和25年11月にA社に入社し、27年10月まで勤務した。入社時に厚生年金保険及び健康保険に加入させてくれるとの説明があったと記憶しており、入社後、給与から社会保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間が4か月のみであることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日（昭和27年6月1日）より前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和27年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は、適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚9名は、既に死亡又は所在不明のため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日である昭和27年6月1日に資格取得した10名を調査したところ、唯一連絡の取れた1名は、「私は、夜学に通いながらA社に数か月間勤務した。その頃申立人は勤務していたが、厚生年金保険のことは分からない。」と供述している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び賃金台帳等関連資料の所在も不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 8 月 1 日まで

私は、平成 4 年 6 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、最初は試用期間だったので 24 万円の給与だったが、その後同年 10 月に昇給し、退職する 6 年 7 月までずっと 28 万円だった。ところが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が 17 万円に下がっている。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保有する「平成 5 年分の所得税の確定申告書（一般用）」によれば、A 社からの給与として「収入金額」欄に「3,384,952 円」と記載されていることが確認でき、月換算すると約 28 万円となり、申立人が主張する報酬月額が支払われていたことが推認できるが、上記「平成 5 年分の所得税の確定申告書（一般用）」に記載されている同年の社会保険料の控除額は「261,696」と記載されており、当該控除額は、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額（平成 5 年 1 月から同年 7 月までは 17 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 28 万円）に見合う保険料額とほぼ一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対

象に当たらないためあつせんは行わない。

また、当該標準報酬月額（17万円）は、平成4年10月の定時決定で決められたものであることから、同年10月から同年12月までの厚生年金保険料控除額についても、同じ標準報酬月額（17万円）に見合う保険料控除額であったものと判断される。

さらに、B社、C健康保険組合及びD企業年金基金は、「申立人の申立期間に係る標準報酬月額の推移が分かるような資料は残っていない。」と回答している上、当時の社会保険担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3479

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 1 日から同年 9 月 19 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 5 月 20 日まで

私は、昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 5 月 20 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であると思っていたが、申立期間が被保険者期間となっていない。納得がいかなないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務したとする A 社の事業主及び 8 人の元同僚に申立人の勤務実態について聴取したが、申立人についての記憶が無く、申立人の勤務期間について確認できない。

また、当該事業主は、「申立期間当時は人の出入りが激しかった。継続勤務できそうか見極めてから、社会保険の手続を行っていた。また、具体的な手続は、当時の社会保険担当者に全て任せていた。」「当時の資料は既に破棄しており、厚生年金保険の届出及び保険料の控除並びに納付については不明である。」と回答しているところ、社会保険担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録により、当該事業所に係る被保険者記録は、昭和 41 年 9 月 19 日資格取得、42 年 3 月 31 日離職となっており、申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3480

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 34 年 11 月 22 日まで
私は、昭和 28 年 6 月から 34 年 11 月まで、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は 30 年 10 月 1 日に資格喪失となっている。申立期間も給与から厚生年金保険料は控除されていたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が、A社において、勤務期間は特定できないが勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所は昭和 30 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間は、適用事業所ではなくなった後の期間である。

また、上記被保険者名簿において最後まで勤めていた申立人を含む 5 人の従業員は、いずれも当該事業所が適用事業所でなくなった昭和 30 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失しており、唯一連絡が取れた上記元同僚は、31 年頃まで勤務したと供述しているが、30 年 10 月以降も厚生年金保険料を控除されていたかは覚えていないと供述している。

さらに、当時の事業主及び賃金台帳等の関係資料の所在は不明であり、保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 12 月頃から 18 年 6 月頃まで

私は、昭和 17 年 12 月頃に A 社に入社し、その後会社が合併して B 社に会社名が変更したが一貫して C (職種) として 18 年 6 月頃まで勤務していた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社に入社し、その後合併して B 社となったが一貫して C (職種) として勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間当時、D 区に所在した A 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局においても当該事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、B 社は、商業登記において設立が昭和 25 年 11 月 28 日であることが確認できる上、当該事業所に照会したところ、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 26 年 2 月であり、それ以前のことは不明である。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が両事業所の事業主として氏名を挙げた二人については、申立期間における厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない上、二人とも既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から10年1月1日まで
私は、A国のB社（以下「C社」という。）からD社との合弁会社であるE社（現在は、F社）に出向し申立期間において勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

F社及び元同僚の証言から、申立人は、申立期間においてE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社は、「申立人はA国のC社に採用され、同社からE社に取締役として出向し勤務していた。給与はE社において支払っていないため、C社から支給されていたと思われる。したがって、E社では申立人について厚生年金保険被保険者の資格取得の届出は行っておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している上、オンライン記録において、E社は平成6年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち一部の期間は適用事業所になる前の期間である。

また、元同僚は、「申立期間当時、E社の社員は役員を含め30人から40人程度いたが、ほとんどの人はD社及びC社から来ていた。」と証言しているところ、同社の厚生年金保険の加入記録を有する者は5人のみであることがオンライン記録により確認できる。

さらに、E社に係る閉鎖登記簿謄本及びF社の回答により、申立人と同様にC社から、E社に取締役として出向していた元同僚が判明したが、オンライン記録において、当該元同僚は同社における厚生年金保険の加入記録は無い上、申立期間当時、C社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

加えて、申立人は「社会保険料の控除等給与の支払関係の事務は、C社から委託を受けたアウトソーシング会社で行っていた。」と供述しているが、当該アウトソーシング会社の名称、所在地等が不明である上、申立人は元同僚の氏名を覚えていないことから、聞き取り調査を行うことができず、C社における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 59 年 7 月まで

私は、A社が経営していたB社に昭和57年6月から59年7月まで勤務していた。給与体系は基本給と歩合給の二本立てであり、そのうち基本給から社会保険料等が控除されていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社が経営していたB社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張している。

しかしながら、A社は平成17年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所の事業を承継するB社は、「当社が保管しているA社の退職者一覧表及び厚生年金保険加入者台帳には、申立人の氏名は見当たらない。」と回答しており、申立人の保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者の資格を有する元同僚に対し、申立人の勤務実態について照会したが、具体的な回答は得られず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 44 年 4 月まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額と比べて低い金額で記録されているが、給与が下がったことはなく、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において給与が下がったことはないにもかかわらず、標準報酬月額が申立期間直前の月額に比べ低額となっていることは納得できない。」と主張しているところ、A社から提出された申立人に係る役職員カードによると、申立期間においては本俸の記載のみであり給与総額は確認できないが、本俸は下がっていないことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳及び厚生年金保険の届出に関する資料は残っていないため、申立人の給与総額及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人が加入していたB健康保険組合に申立人の報酬月額について照会したが、「申立期間の報酬月額に関する記録は保存期限を経過しており、廃棄済みのため不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の報酬月額を確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は13名が確認でき、同じ職場に配属された元同僚4名のうち、昭和43年の定時決定において直前の標準報酬月額と比べて同月額が下がった者は申立人のほかに1名おり、翌44年の定時決定においては3名いることが確認できる上、上記元同僚

13名の資格取得時の標準報酬月額が全員2万4,000円であるところ、43年の定時決定において申立人と同額の3万円とされた者は、申立人のほかに3名いることから、申立人のみが特殊な取扱いを受けたこととはうかがえない。

また、申立期間において標準報酬月額の遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から24年2月1日まで
私は、昭和21年1月から26年6月末までA区のB事業所に勤務していたので、厚生年金保険の加入日が24年2月1日になっていることは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和21年1月から26年6月末までA区のB事業所に勤務していたので、厚生年金保険の加入日が24年2月1日になっていることは納得できない。」と主張している。

しかしながら、当該事業所は、昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の元同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られない上、申立人は昭和24年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年7月1日に資格を喪失していることが確認でき、申立人が氏名を挙げた元同僚も、申立人と同日に被保険者資格を取得しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、C（機関）は、申立期間について、「申立人の記録は確認できない。」と回答している上、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。